

議案第 22 号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年墨田区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「第 4 条第 3 項第 2 号」を「第 4 条第 3 項第 1 号」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「第 4 条第 3 項第 3 号」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 4 条第 3 項第 4 号」を「第 4 条第 3 項第 3 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「第 4 条第 3 項第 5 号」を「第 4 条第 3 項第 4 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「第 4 条第 3 項第 6 号」を「第 4 条第 3 項第 5 号」に改め、同号を同項第 5 号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、扶養親族に配偶者がいる場合の補償基礎額の加算を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。